

教育委員会の活動の点検及び評価の結果に関する報告書
(令和2年度事業分)

令和3年7月

豊明市教育委員会

目 次

I	点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	令和2年度豊明市教育委員会基本方針・・・・・・・・	3
III	点検・評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
IV	教育委員会の今後の対応と方向性・・・・・・・・	30

【参考】 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

点検及び評価

1 制度について

豊明市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教行法」という。）第26条第1項の規定に基づき、令和2年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いました。

2 点検及び評価対象事業について

点検及び評価を行う対象事業は、令和2年度における教育委員会の権限に属する事務で、教育委員会において実際に管理・執行している事務のうち、主要な事務事業を対象としました。

対象としている事業について、担当課（学校教育課・学校支援室、生涯学習課、図書館）毎に、その成果や効果、また課題や問題点を点検・評価シートとして作成し、事務の管理及び執行状況について自己評価を実施しました。

3 点検評価委員

点検及び評価を実施するにあたり、地教行法第26条第2項に定める知見の活用を図るため、学識経験者3名を選出し、教育委員会事務局が行った点検・評価シートの結果（自己評価）について、外部評価を受けました。

学識経験者の選出にあたっては、本市にゆかりのある方を前提としつつ、広い観点からの知見を期して、学校教育分野、社会教育分野での教育や人材育成に携わった、あるいは携わっている見識の高い方々を委嘱しました。

点検評価委員（敬称略）

氏名	職歴等
奥住 忠久	愛知教育大学名誉教授、公民館運営審議会委員
堀川 敏久	元三崎小学校長、元人権擁護委員
神谷 晋	元栄小学校長、公民館運営審議会委員



●市章

このマークは、豊明の「トヨ」の文字を图案化し、両翼に輪舞する人型を取って市民の協力と飛躍を表したものです。

(昭和 41 年 10 月 1 日)



豊明市民憲章

1. 郷土を愛し、住みよい緑のまちをつくりましょう。
1. 勤労を尊び、健康で豊かなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、スポーツに親しみ、明るいまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、秩序ある平和なまちをつくりましょう。
1. 健全な若い力のそだつ、伸びゆくまちをつくりましょう。

昭和 52 年 10 月 15 日設定



●市の花（ひまわり）

太陽に向かって明るく力強く咲くひまわりを、市勢を象徴する花として、市制 1 周年記念に公募、決定しました。

(昭和 48 年 8 月 1 日)



●市の木（けやき）

市制施行を記念して、「明るく住みよい緑のまち」をテーマに市の木を公募し、決定しました。

(昭和 47 年 8 月 1 日)

令和2年度豊明市教育委員会基本方針

豊明市市民憲章（昭和52年10月15日制定）
『緑のまち 豊かなまち 明るいまち 平和なまち 伸びゆくまち』

第5次豊明市総合計画（平成28年度から平成37年度までの10年間）
まちの未来像 『みんなでつなぐ しあわせのまち とよあけ』

教育大綱（平成28年4月1日制定）
基本理念 『生きる力を育み、学びあう心をみんなでつなごう』
基本方針
①多様な個性を尊重する豊かな人間関係づくりを推進する
②生きるための学力を育成する
③児童生徒の心身における調和的発達を育成する
④学校給食を中心とした食育を推進する
⑤家庭・地域における教育力の向上を支援する
⑥文化財に対する意識を高揚させる
⑦ライフスタイルに応じたスポーツの機会を提供する
⑧文化事業への市民参加を推進する
⑨読書・学習・情報のセンター的機能を充実させる

学校教育 (学校教育課・学校支援室)

<学校教育の理念>

『命を尊び 人を愛し 心豊かな たくましい 人材の育成』

【学校教育の重点目標】

- ①豊かな人間関係づくり
- ②確かな学力の育成
- ③児童生徒の心身の調和的発達
- ④キャリア教育の充実
- ⑤教育環境の整備・充実

【学校給食の重点目標】

- ①安全・安心でおいしく栄養のバランスを考慮した献立作成
- ②学校給食を教材とした食育の推進
- ③学校・家庭・地域との連携（食育の推進）

生涯学習 (生涯学習課・図書館)

<生涯学習の理念>

『学びあう心 “人づくり” “地域づくり”』

【生涯学習の重点目標】

- ①市民自ら「学ぶ」・「活かす」環境づくり
- ②家庭・地域の教育力の向上
- ③文化財の保存・継承

【社会体育の重点目標】

- ①スポーツに親しむ機会の普及
- ②総合型地域スポーツクラブへの移行
- ③豊明市スポーツ推進計画に基づく進行管理・検証
- ④関係団体等によるスポーツ活動の推進
- ⑤安全で快適なスポーツ施設環境の維持管理運営

【文化振興の重点目標】

- ①指定管理者による市民サービスの向上
- ②文化事業への参加推進
- ③会館設備等の改修・利用環境の整備

【図書館の重点目標】

- ①読書・学習・情報のセンター的機能の充実
- ②年齢や状況に応じたサービスの提供
- ③幅広く新しい情報発信ができるシステムの構築
- ④読み聞かせボランティアの育成

学校教育の基本方針

「豊明市市民憲章」「第5次総合計画」「教育大綱」「学習指導要領」の趣旨を踏まえて、学校教育の理念を次のとおり定める。

『命を尊び人を愛し心豊かなたくましい人材の育成』

上記理念に基づき、児童生徒の個性を伸ばし、知・徳・体の調和がとれた自立した人間を育成すること、自分を大切にすること、他を思いやる心、自らを律する心、自然・文化を大切にすることを育み、社会の形成者としてその発展に参画する態度を養うことを学校教育の大きな目標とする。

さらに次の重点目標を実現することで、教職員、教育課程、学校経営の質的向上、人的・物的環境の整備・充実を図る。

【重点目標】

1. 豊かな人間関係づくり
2. 確かな学力の育成
3. 児童生徒の心身の調和的発達
4. キャリア教育の充実
5. 教育環境の整備・充実

【主な事業】

- 1-①子どもたちが豊かな人間関係を築き、いじめや不登校の未然防止を図るため、小学校中高学年及び中学生を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、学級経営の改善に役立てる。また、中学生を対象とした「いじめアンケート」を年2回実施し、いじめの状況を常に把握すると共に生徒にとって居場所がある学校づくりを目指す。
- 2-①「豊明市スタンダード」により学習規律・習慣の定着、学力の向上を図る。
②「協同の学び推進事業」を充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた学習過程の質的改善を図り、子ども一人一人の学びを保障する。
③少人数授業等による個に応じたきめ細かな授業を一層充実するために、教員補助員を各校に配置する。また、通常学級・特別支援学級の担任を補助し、児童生徒に寄り添ったきめ細やかな教育・支援を行うために、特別支援教育支援員を各校に配置するとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめとした教職員の研修を積極的に進める。
④外国人児童生徒への日本語指導、教材開発、学習支援体制の充実のため、ポルトガル語等通訳の配置を行う。また、日本語初期指導が必要な児童生徒に対して、プレクラス・プレスクールにおいて、学校生活への早期適応を図る。
⑤塾に通っていない中学生を対象に「とよあけ どの塾」を開設し、基礎学力の定着を図る。また、小中学生を対象に市内及び豊根村の施設や自然を利用したオールイングリッシュでの研修を実施し、英会話力の向上を図る。
⑥屋内スイミングスクールで水泳指導を実施するため、天候に左右されずに必

要な指導時間を確保する。また専門スタッフの指導により、質の高い教育環境を整備する。

⑦低学年児童の授業後に、学校内で多様な学習活動を行い、授業が終わった高学年児童と一緒に下校することで、下校時の児童の安全を確保し、安全な居場所で質の高い学びに参加しやすい環境を整備する。

- 3-①スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員、教育相談員、教育支援センター指導員、ホームフレンド、養護教員補助員の配置等により教育相談活動の充実を図るとともに、専門医等の関係機関との連携を強化する。
- ②道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実によって、豊かな心や健やかな体を育成する。
- 4-①キャリア・パスポートを活用し、系統的なキャリア教育を計画的・組織的に推進するため、家庭・地域・関係機関との連携、学校間連携を推進する。
- ②「社会に開かれた教育課程」を重視することで、「地域に学ぶ場」を設定し、児童生徒が自らの生き方について主体的に考えられる機会の充実を図る。
- ③各教科・領域においてプログラミング的思考を育てる授業を設定していく。
- 5-①教育環境を改善するため、音楽室等にエアコンの設置工事を行う。
- ②教育環境を改善するため、トイレ改修工事を行う。
- ③経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費、クラブ活動費等を扶助し、教育支援の充実を図る。
- ④大学進学を希望する方に、ふるさと応援奨学金（貸付型）の奨学金制度で大学等の入学金を支援する。
- ⑤双峰小学校と唐竹小学校のよりよい教育環境の実現に向け、両校を統合し、二村台小学校として新たに開校するための準備を行う（校舎は双峰小学校を改修して使用する）。

【主要事業予算額】

（歳出）

名 称	内 容	金額(千円)
いじめ・不登校対策事業 (継続事業)	小学校中高学年及び中学生を対象に「Q-Uアンケート」を実施して、いじめや不登校の防止、学級経営の改善に役立てる。	3,931
協同の学び推進事業 (継続事業)	授業に協同の学びを積極的に取り入れることで、児童生徒相互の関わりの中から互いに学び合う教育的な機能を引き出し、学びの質を高め、学びの定着を図る。	1,080
小中学校英語指導業務 (拡大事業)	A L Tを活用しての英語教育を推進するため、小中学校の英語指導助手として外国人講師7名委託・直接雇用1名計8名を配置し、英語教育を着実に進める。	(委託) 30,800 (直営) 2,277

名 称	内 容	金額(千円)
とよあけどう塾実施事業 (継続事業)	塾に通っていない中学生を対象に、指導者6名に加え、学生ボランティアを活用して、月に2回「英語」「数学」の講座を開設し、基礎学力の充実を図る。	1,818
定住外国人日本語教育推進 プレクラス・プレスクール事業 (拡大事業)	入学、転入した日本語初期指導が必要な児童生徒に対して専用教室や双峰小学校の余裕教室で集中的に指導を行い、学校生活への早期適応を図る。さらに、令和2年度より日本語講師を1名増員し、より一層きめ細やかな指導体制をつくる。	16,636
イングリッシュキャンプ事業 (継続事業)	中学生を対象に、豊根村の施設や自然を利用したオールイングリッシュでの研修を実施し、英会話力の向上を図る。また、小学生を対象に、市内の施設を利用したイングリッシュキャンプを実施し、英語に慣れ親しむ機会をつくる。	572
学校プール指導業務委託事業 (拡大事業)	屋内スイミングスクールで水泳指導を実施するため、天候に左右されずに必要な指導時間を確保します。また専門スタッフの指導により、質の高い教育環境を整備します。実施校を3校から6校に拡大し、さらなる教育環境を整備します。	14,430
セーフティープラスワン事業 (新規事業)	小学校低学年児童の授業後に、学校内で多様な学習活動を行い、授業が終わった高学年児童と一緒に下校することで、下校時の児童の安全を確保し、安全な居場所で質の高い学びに参加しやすい環境を整備します。令和2年度は1校実施する。	1,278
大学等入学支援事業 (継続事業)	ふるさと応援奨学金(貸付型)で大学・短期大学等の入学金を支援する。また、卒業後に豊明市に住んでいる期間は一部返済を免除する。	1,500
教育支援センター運営事業 (継続事業)	不登校の児童生徒の学校復帰を支援するため、北部教育支援センター、南部教育支援センターを運営し、教育相談支援体制をつくる。	12,919

名 称	内 容	金額(千円)
スクールソーシャルワーカー事業 (継続事業)	児童生徒のいじめ、不登校、非行という問題行動や児童虐待などの背景や原因を見極め、関係機関と連携し、学校・家庭・地域をつなぎ、問題を解決するためにスクールソーシャルワーカーを3名配置する。さらに、スーパーバイザーを活用し、効果的な指導、助言を行う。	9,621
教員補助員配置 (継続事業)	基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るための少人数指導や習熟度別指導等の補助として、市内全校に各1～3名の補助教員を配置する。	50,232
養護教員補助員配置 (継続事業)	養護教諭を補助し、より細やかな保健指導を実施するため、中央小学校及び全中学校に各1名の養護教員補助員を配置する。	10,598
特別支援教育支援員配置 (拡大事業)	支援を必要とする児童生徒の学校生活や学習活動をサポートするために、市内全校に各2～5名の支援員を配置する。さらに令和2年度より1名増員し、より一層きめ細やかな支援体制をつくる。	92,406
スクールサポートスタッフ配置 (拡大事業)	学校における働き方改革のための環境整備の一貫として、スクールサポートスタッフを学校に配置する。さらに令和2年度より3名増員し、さらなる環境整備を推進する。	3,343
小中学校要保護・準要保護 就学援助 (継続事業)	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒及び特別支援学級就学児童生徒に対して、学用品費、給食費、クラブ活動費等の補助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。また、入学予定者に対して、新入学用品費は入学前に支給する。	(小学校) 22,793 (中学校) 28,804
食物アレルギー学校生活管理 指導表作成補助金 (継続事業)	小中学校に在籍する児童生徒のうち学校生活において食物アレルギー対応が必要な者に対して、学校生活管理指導表の作成に係る経費を補助することにより、保護者の医療費負担の軽減を図る。	300

名 称	内 容	金額(千円)
エアコン設置工事 (継続事業)	小中学校の音楽室等にエアコンを設置し、 教育環境の改善を図る。(令和元年度繰越 事業)	71,955
トイレ改修工事 (継続事業)	沓掛・栄・双峰・館小学校の児童が使用す るトイレ及び豊明・栄中学校の生徒が使用 する屋内運動場トイレの全面改修を行い、 教育環境の改善を図る。	137,602
防犯カメラ設置工事 (新規事業)	豊明・中央・双峰小学校へ防犯カメラを設 置し、防犯面において、児童及び教職員の 安全を確保する。	2,633
新設校開設事業 (継続事業)	双峰小学校と唐竹小学校を統合し、二村台 小学校として開校するための準備を行う (校舎は双峰小学校を改修して使用す る)。	551,060 ※一部令和元 年度から継続
学校 I C T教育環境整備事業 (継続事業)	I C T機器を活用した教育により学力向上 を図るとともに、情報セキュリティを強化 する。	48,605

学校給食の基本方針

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童及び生徒の食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。また「学校給食法」に基づき、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施、学校における食育の推進を図ることを目的としている。

食育基本法の制定や学校給食法の一部改正等、学校教育における給食の役割が従来にも増して高まりつつある中、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供し、新たな取り組みを視野に入れた安全性の高い施設設備と効率性の高い事業運営を行うことが基本となるため、次の3点を重点目標として事業を行う。

【重点目標】

1. 安全・安心でおいしく栄養のバランスを考慮した献立作成
献立作成目標 「もぐもぐジャパン～日本の食をいただこう～」
2. 学校給食を教材とした食育の推進
3. 学校・家庭・地域との連携（食育の推進）

【主な事業】

- 1ー安全・安心でおいしく栄養のバランスを考慮した献立作成
 - ①献立の多様化 卒業お祝いバラエティランチ・セレクトランチの実施
 - ②安全性への配慮 地元農産物の活用・ドライ運用の推進・放射能測定
- 2ー学校給食を教材とした食育の推進
 - ①食に関する指導
 - ・栄養教諭による栄養指導及びT・T授業の実施
 - ・学校給食センタースタッフによる訪問給食の実施
 - ・アレルギー対象食品使用献立一覧表の配付・食物アレルギーに関する説明会の開催
- 3ー学校・家庭・地域との連携
 - ①「愛知を食べる学校給食の日」「学校給食週間」の実施
 - ②給食だより（家庭配付用）の発行
 - ③地元特産物の活用、地産地消の推進
 - ④ホームページによる学校給食センターの情報発信

【主要事業予算額】

（歳出）

名 称	内 容	金額（千円）
学校給食の実施	安全・安心であり、四季折々の年中行事等を反映した給食献立を作成し、おいしい給食を提供する。	（賄材料費） 301,000

生涯学習の基本方針

少子高齢化が進行し、人口減少社会の現実を前に、社会全体の活力や助け合いにより支えられる地域社会を育てていくことは喫緊の課題である。こうした社会背景を踏まえつつ、未来に通用する“持続可能な社会構築”へと変革を進めていく上で、市民一人ひとりがあらゆる場面で十分に力を発揮でき、各個人のニーズに基づき学習し、その成果を社会に還元し社会全体の持続的な教育・学習に繋げていく生涯学習社会の基盤形成が求められている。

そこで、生涯学習の理念を次のように定める。

『学びあう心 “人づくり” “地域づくり”』

上記の理念を基に、次の3つを重点目標として推進する。

【重点目標】

1. 市民自ら「学ぶ」・「活かす」環境づくり
2. 家庭・地域の教育力の向上
3. 文化財の保存・継承

【主な事業】

- 1-①生涯学習に対する市民の要望を把握し、幅広い年齢層を対象とした公民館講座等を開設する。
②市民の自主運営による講座や活動の展開を進め、市民の主体的な学習活動による、とよあけ市民大学「ひまわり」を支援する。
- 2-①子どもたちの日々の生活にみられる体験機会の減少、自立の遅れ等の現状を踏まえ、青少年健全育成に係る事業を推進する。
②放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点である放課後子ども教室の充実を図る。
③青少年の健全育成推進のため、健全育成推進員、地区健全育成推進委員会等の組織力を活かし、指導支援体制の整備、意識啓発などの事業を家庭・学校・

地域との連携により推進する。

④子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、家庭の教育力を高めることができるよう、家庭教育学級や親子ふれあい事業を推進する。

3-①郷土の歴史、文化を継承していくため、国・県・市指定を含む有形無形文化財や天然記念物を保存管理するとともに郷土学習に活用する。

【主要事業予算額】

(歳出)

名 称	内 容	金 額 (千円)
公民館講座開催事業 (継続事業)	市民ニーズに沿った各種講座を開催し、生涯学習機会の向上を図る。 公民館講座 6講座 計6回 パソコン講座 2講座 計8回 大学市民講座 5講座 計10回 キャリアアップ 4講座 計4回	516
とよあけ市民大学「ひまわり」補助金 (継続事業)	市民が主体となって各種の講座を企画・運営する「とよあけ市民大学ひまわり」の自立に向けて補助を行う。	1,300
指定管理料 (継続事業)	指定管理者による豊明文化広場の管理運営(平成31年4月1日から令和6年3月31日)	5,083
放課後子ども教室運営事業 (継続事業)	双峰・唐竹・沓掛・豊明・栄・中央・三崎・大宮の計8校で開催しており、豊明・栄の2校は直営にて、その他の6校は民間委託にて運営を行っている。	50,312
青少年健全育成事業 (継続事業)	家庭教育推進市民大会・家庭教育学級などを実施し、青少年と地域との繋がりを深めていく活動を推進する。	1,023

社会体育の基本方針

生涯にわたり健康でゆとりある豊かな生活を営むことは、人間にとって最も幸せなことであり、誰もが望む願いである。その実現に向けて、スポーツやレクリエーション活動の果たす役割は大変大きく、そのニーズはますます多様化していくものといえる。

このような状況を踏まえ、市民の体力づくりと健康づくり、そして仲間づくりへの関心を一層高め、新たな生涯スポーツ社会の実現を進めていく。そのための場となる福祉体育館及び体育施設等においては指定管理者との連携を図り、小中学校体育施設の開放を継続的に実施することにより、市民サービスの向上と安全で快適なスポーツ環境の維持管理運営に努めていく。

『誰もが、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに取り組める生涯スポーツ社会のまちとよあけ』

上記の理念を基に、次の5つを重点目標として推進する。

【重点目標】

1. 生涯スポーツとして、各人の体力や年齢に応じたスポーツに親しむ機会をつくり、その普及に努める。
2. スポーツクラブにおいて行政・学校・地域が連携し、市民にスポーツのステージを提供することにより、総合型地域スポーツクラブへ移行していく。
3. 豊明市スポーツ推進計画に基づく各施策の進行管理、検証を行う。
4. スポーツを通じて地域住民の連帯感を持てるよう、関係団体等がスポーツ活動を推進する。
5. 福祉体育館及び体育施設等に導入した指定管理者制度の検証等を行うことにより、市民サービスの向上と安全で快適なスポーツ環境の維持管理運営に努める。

【主な事業】

- 1 各種事業及びレクリエーションスポーツ教室等を開催する。
- 2 豊明市スポーツクラブの補助をする。
- 3 豊明市スポーツ推進計画審議会によるスポーツ推進計画の進行管理、検証を行う。
- 4 スポーツ協会及びレクリエーション協会に委託し、市民スポーツ大会を開催する。
- 5 ①指定管理者による豊明市福祉体育館及び体育施設等の管理運営を行う。
②安全面に配慮した施設の整備、及び老朽化した施設の改修を行う。

【主要事業予算額】

(歳出)

名 称	内 容	金額 (千円)
各種事業 (継続事業)	各種事業等を開催し、体力や年齢に応じたスポーツに親しむ機会をつくり、その普及に努める。 ① 自然歩道歩く会 (年2回) ② スポーツレクリエーションフェスティバル ③ ラジオ体操会 ④ 全国一斉「あそびの日」 ⑤ レクリエーションスポーツ教室 (4教室)	1,278 (560) (177) (140) (261) (140)
豊明市スポーツクラブ補助事業 (継続事業)	市民がスポーツに触れ、楽しむ機会と場所を提供し、行政・学校・地域が一体となって運営する。一部種目においては、一般向け教室を開催する。	2,204
豊明市スポーツ推進計画審議会 (継続事業)	豊明市スポーツ推進計画に基づき、各施策を進行管理する。	50
市民スポーツ大会開催事業 (継続事業)	市民にスポーツをする機会を与え、技量を競い合うことによって人との和をつくり、心身ともに健康な生活を営むことを目的に、総合開会式や各団体の競技を開催する。 ① スポーツ協会 (16団体) ② レクリエーション協会 (4団体)	2,213 (1,850) (363)
指定管理料 (継続事業)	指定管理者による豊明市福祉体育館及び体育施設等の管理運営 (平成31年4月1日から令和6年3月31日)。 福祉体育館及び体育施設等の管理運営のほか、委託事業として、各種スポーツ教室、スポーツクリニック等を開催する。	70,889
福祉体育館等営繕工事 (継続事業)	安全面に配慮した設備の整備、老朽化した施設等の改修。	2,100

文化振興の基本方針

文化会館は、市民が文化芸術を創造、享受し、その感動を共有するための中核的な役割を担うものである。そうした役割を継続的に果たしていくため、今後も文化会館指定管理者との連携を図り、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため民間の能力を活用し市民サービスの向上を図ることで、市民の文化的満足度をよりいっそう高めていく。

『個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり』

上記の理念に基づき、次の重点目標により各種事業を推進する。

【重点目標】

1. 指定管理者による民間の能力の活用により、市民サービスの向上を図る。
2. 文化事業への市民参加の推進を図り、市民の誰もが文化に親しむ事のできる環境づくりに努める。
3. 随時会館設備等の改修を行い、常に良好な利用環境の整備に努める。

【主な事業】

1. 指定管理者による文化事業・維持管理事業の実施
2. 文化協会の支援

【主要事業予算額】

(歳出)

名称	内容	金額(千円)
指定管理料 (継続事業)	指定管理者による豊明市文化会館の管理運営 (平成30年4月1日から令和5年3月31日) 文化会館の管理運営のほか、委託事業として市民美術展・呈茶・市民フェスティバル等を行う。また文化芸術活動の支援及び公演等を開催する。	94,037
文化協会補助事業 (継続事業)	市民の文化活動を支援するため、豊明市文化協会に補助金を交付する。	972

図書館の基本方針

図書館は生涯学習の中核施設として、また、地域文化の情報拠点として、市民の誰からも愛され親しまれる施設でなくてはならない。そのためには市民が要望すると思われる図書、その他の資料や各種情報を収集・整理して、迅速かつ的確に提供していくことが必要である。

また、図書館が市民の調査研究の相談相手となり、図書館のおはなし会、読書会、講座、展示会や市民の自主的事業を通してコミュニティの輪を広げていくことが重要である。

生涯学習が重要視される今日、市民の多様なニーズに応えるために図書館機能の充実が必要である。その強化のために次の4つの事項を重点目標とし、図書館運営を進める。

【重点目標】

1. ニーズの高い図書や資料を収集し、読書・学習・情報のセンター的機能の充実を図る。
2. 子ども、成人、高齢者、障がい者や在住外国人など、年齢や状況に応じたサービスを提供する。
3. インターネットを活用した新しい情報技術に対応し、市民に幅広く新しい情報発信ができるシステムの構築を目指す。
4. 子どもの読書を促進するため、市内各施設で活躍する読み聞かせボランティアを育成する。

【主な事業】

- 1-①各種図書資料をバランスよく収集し、わかりやすい書棚に配置することを心がけ、「おすすめ本コーナー」の活用により、貸出・閲覧サービスの充実を図る。
②視聴覚資料(CD、DVD)の収集やビデオ編集講習会、映画会などを開催することにより、幅広く効果的な学習機会を市民に提供する。
- 2-①中学生・高校生が関心を持つテーマを揃えたヤングアダルト(青少年)コーナーを充実する。
②多文化共生推進事業の一環として、多言語図書の充実を図る。
③大活字本の収集や拡大器の設置及び郵送貸出などにより、高齢者や障がい者向けサービスを実施する。
④児童生徒の調べ学習を支援したり、団体貸出や職場体験を受け入れることで、学校との連携強化を図る。

- 3-①郷土資料や行政資料などを整備し、ホームページ等により地域情報を発信する。
 ②レファレンスサービスの充実に加え、市民が必要な情報を迅速に得られるよう、インターネットが利用できる環境を整備する。
- 4-①子どもに良い読書環境を提供するため、質の高い絵本などを収集する。また、おはなし会などを定期的で開催したり、3か月健診時に絵本を通して親子のふれあい時間の楽しさや大切さを伝えるためブックスタート事業を実施する。
 ②「子ども読書活動推進計画」実施のため、図書館おはなし隊（ボランティア）の学校等への派遣を充実させるとともに、ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動を支援する。

【主要事業予算額】

(歳出)

名 称	内 容	金 額 (千円)
図書館資料購入事業 (継続事業)	市民の多様なニーズに応えるため、図書等図書館資料を購入する。	14,000
図書館システム更新事業 (新規事業)	現行システムのバージョンアップおよびシステム用端末等を更新する。 (令和2年7月～令和7年6月)	総事業費 29,415
図書館外壁調査事業 (新規事業)	建築基準法第12条に基づく点検の指摘事項となった外壁の全面打診調査を行う。	2,024

点検・評価シート

	重点目標	② 確かな学力の育成
	担当課	学校教育課（学校教育係）・学校支援室
点検・評価対象事項	1 協同の学び推進事業（継続）	
事業の目的		
授業に協同的な学びを積極的に取り入れることで、学び手相互の関わりの中からお互いに学び合うという教育的な機能を引き出し、学びの質を高め、学びの定着を図る。		
事業の実施状況		
平成27年度より沓掛小と豊明中の2校で取り組み始めた本事業は、平成28年度に中央小・大宮小・館小・栄中・沓掛中の5校、平成29年度に栄小・双峰小の2校、平成30年度に豊明小、唐竹小の2校、令和元年度に三崎小を加え、市内全小中学校において下記のとおり取り組んだ。		
(学校)	スーパーバイザー 要請訪問授業研究	先進地視察
豊明小	3回 7/9、10/29、2/18	実施せず
栄小	3回 9/13、10/15、2/4	実施せず
中央小	1回 11/20	実施せず
沓掛小	1回 10/26	実施せず
双峰小	2回 6/22、11/15	実施せず
大宮小	2回 9/10、2/4	実施せず
唐竹小	3回 6/29、11/30、1/18	実施せず
三崎小	2回 7/9、2/4	実施せず
館小	1回 7/9	実施せず
豊明中	3回 7/7、8/24、9/7	実施せず
栄中	2回 7/6、2/22	実施せず
沓掛中	3回 7/15、8/24、12/14	実施せず
事業の効果等		
<p>各学校では、協同の学びに詳しいスーパーバイザーを招聘して授業研究会を設定し、継続的な授業力向上を図った。授業研究会には市が採用している各校の教員補助員に参加をさせ、研修の場を設定することで、正規教員以外にも協同の学びの理解と授業力向上を図った。</p> <p>学習指導要領に「どのように学ぶか」として明記された「主体的、対話的で深い学び」は、受け身ではなく主体的に、個人ではなく対話を通して進められるもので、記憶と再生にとどまらずに、思考・判断・表現という活動を伴う深い学びを目指すもので、見た目の活動だけでなく、学び自体を活性化させることを目指している。本事業を継続して推進していくことで、子どもたちの学ぶ意欲を高め、主体的で対話的な学習を行い、学力の向上を図ることが期待できる。また、教師の授業力や同僚性を高め、教育活動全般の底上げをすることが期待できる。</p> <p>本事業の成果を共有する方策として、共有サーバーに授業デザインやスーパーバイザーからの助言、参考図書についてデータ化して情報共有を図っている。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>学習指導要領の理念の具現化には、教師主導型の授業から子ども主体の授業をつくることへ転換という教師の意識改革なしには難しい。記憶と再生だけにとどまらず、子どもたちが思考したり表現したりする機会を確保した授業を展開する必要がある。本事業を基盤として、教師一人一人のさらなる意識向上と力量向上を図りたい。そのためにも教員の多忙化解消を進め、研鑽できる時間をこれまで以上に確保することが課題となる。</p>		

(評価員の意見)

1. 令和元年度の「事業の実施状況」をほぼ踏襲する形式で実施された本事業は、「事業の目的」である「学び手相互の関わりの中から、お互いに学び合う」ことで「学びの質」「学びの定着」を高めるという教育的効果を引き出すことに成功しつつあるようで、今後もその継続が望まれる。
2. 「事業の課題・改善策」に挙げられている教師の「意識向上」「力量向上」のためには、教師の「多忙化解消」「研修・研鑽時間の確保」は、必達の課題であり、永続的に改善策が追及されることが望まれるが、同時にそのための具体的方策について言及し、文字化することを期待したい。
3. 本事業の継続を通して、教師の意識改善の状況、改善を阻害する要因等について教師へのアンケート調査を実施し、その進捗状況を把握したうえで、今後の事業展開の在り方を検討されても良いであろう。

	重点目標	② 確かな学力の育成
	担当課	学校教育課（学校教育係）・学校支援室
点検・評価対象事項	2 定住外国人日本語教育推進プレクラス・プレスクール事業（継続）	
事業の目的		
日本語初期指導が必要な児童生徒に対して専用教室で集中的に日本語指導を行い、学校生活への早期適応を図る。		
事業の実施状況		
<p>本市では、日本語初期指導教室をNPO法人プラス・エデュケートに委託している。令和2年度は、市内小中学校7校から20名の児童生徒が通級し、日本語初期指導を受けた。平成29年度より午後の双峰小学校でのプレクラスを開設した。さらに令和2年度9月より講師1名を増員し、より多くの児童生徒が日本語初期指導を受けることができるようになった。具体的な活動としては、児童生徒同士で会話をし、自分の意見や考えを述べる活動、聴解活動、絵本や教科書など様々な文を読んだり、作文を書いたりする活動を行った。さらに、特別の教育課程に基づいたDLA（外国人児童のためのJSL対話型アセスメント：Dialogic Language Assessment for as a Second Language）をプレクラスのほとんどの児童生徒に実施し、学習段階の把握に努めた。</p> <p>1月からは、就学前児童への日本語初期指導（プレスクール）を市内5保育園で18名、各施設15時間程度実施した。学校生活が少しでも円滑に送れるよう、生活に関連の深い活動を実施した。</p>		
事業の効果等		
<p>本事業を実施することで、当市において不登校や不就学等の可能性のある外国人の子どもを学校に登校させることができている。特別の教育課程に基づいたDLAを実施し、学習段階の把握に努めた結果、今まで以上に「話す・聞く・読む・書く」という言語学習で重要な4技能をバランスよく伸ばすよう意識した指導をすることができた。</p> <p>日本語指導の内容については、プラス・エデュケートが作成したオリジナル教材を用いた指導を実施し、それと同時に読解力を高めるために読書や作文に取り組みさせるなど、工夫を凝らしたカリキュラムを行うことで、子どもの意欲が高まり、発話が増え、教室での活動が活発になった。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>本事業は、プラス・エデュケートという学校外の教室への通級となるため、双峰小学校（現二村台小学校）以外は保護者の送迎が原則であり、本人に意欲があっても、保護者の都合で通うことができない場合がある。ひまわりバスの利用を提案し、保護者の了承のもとで通級することができた児童もいたが、どうしても時間はかかってしまった。ただし、プラス・エデュケートから学校への送りについては、県の補助金を使うことで、タクシーを利用することができた。また、日本語初期指導における委託先での指導方法及びノウハウについて、学校での日本語初期指導に活かされていない部分があり、その共有方法について課題がある。</p> <p>令和3年度は、令和2年度9月より増員した講師1名を含め3名体制で実施する。令和3年度の二村台小学校開校を契機とし、日本語初期指導やその後の指導との連続性を持たせ、指導内容の充実と教員の指導力向上に努めたい。国籍・性別・経済力などの差が“教育の差”とならないように、今後も継続的な支援を実施したい。</p>		
(評価員の意見)		
<p>1. とすると忘れられがちな定住外国人子弟の教育、特に日本語能力の向上に資する教育について、地道に継続的に取り組み、改善を試みられていることは、高く評価できる。</p> <p>2. とりわけ「事業の課題」で取り上げ、取り組みの強化が図られている日本語初期指導とその後の継続指導について、「国籍・性別・経済力などの差が“教育の差”とならないように支援を継続的に実施していく」という姿勢は高く評価できるもので、今後も堅持していただ</p>		

きたい。

3. プラス・エデュケートが作成する教材と指導の実態については、随時、点検を行い、「子どもの意欲向上」、「子ども教室での姿」の改善等の観点から見て望ましい方向にあるか検討を望みたい。

	重点目標	③ 児童生徒の心身の調和的発達			
	担当課	学校教育課（学校教育係）・学校支援室			
点検・評価対象事項	3 スクールソーシャルワーカー事業（継続）				
事業の目的					
不登校、いじめ、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。					
事業の実施状況					
令和元年度よりスクールソーシャルワーカーを3名体制とし、中学校区に1名ずつ配置した。スーパーバイザーによる訪問指導を5回実施し、講義やケース会議を通じ、見識を深めた。					
令和2年度実績					
・支援人数（実人数）					
(人)					
	問題解決	好転している が継続支援中	継続支援中	その他	合計
小学校男子	6	15	38	8	67
小学校女子	1	14	32	7	54
中学校男子	2	10	26	5	43
中学校女子	0	6	24	1	31
合計	9	45	120	21	195
・ケース会議の開催状況					
	開催回数（延べ回数）	扱ったケース件数（延べ件数）	参加した教職員等の人数（延べ人数）	参加した関係機関の人数（延べ人数）	
教職員等との会議	24	52	106		
関係機関等との会議	31	29	104		97
合計	55	81	210		97
事業の効果等					
<p>スクールソーシャルワーカーが、中学校区に1名配置となり、担当する学校からの相談に迅速に対応することができるようになった。これにより、学校と協力し、家庭訪問やケース検討がスムーズになり、複数の児童生徒の状況が改善した。</p> <p>また、校内支援委員会、不登校対策委員会及び生徒指導部会等の校内の児童生徒にかかわる会議に出席する機会が増え、情報共有が進んだ。</p> <p>困難ケースのケース検討及びケース会議にスーパーバイザーが参加し、よりよい支援について検討することができた。</p>					
事業の課題・改善策					
<p>① スクールソーシャルワーカー、学校、教育委員会、関係機関等との組織的な対応ができる体制の一層の構築が必要。</p> <p>② スーパーバイザーから示されたスーパービジョンを活用していくための検討が必要。</p> <p>③ スクールソーシャルワーカーの専門性の向上のため、より一層の研修の機会が必要。</p>					

(評価員の意見)

1. コロナ禍による様々な行動が制約される中、スクールソーシャルワーカーの業務も家庭訪問ができないなど、制約される時期もあったが、年間を通じて各種課題に迅速に、集中的に、また柔軟な対応がなされ、事業目的の成果を出していることは評価したい。
2. スクールソーシャルワーカーの地道な努力により、児童相談所、子育て支援課など関係諸機関との連絡体制が次第に整ってきた。また、情報の共有化も進み、学校と保護者との関係が改善した例が増したことは、数字には表れていない成果である。
3. スーパーバイザーの助言や指導は、各校の支援体制の援助をしたり、困難な課題に対しての解決への方向を見出したりと好ましい成果が表れている。各校においては、スーパーバイザーから示されたスーパービジョンの内容を課題への対応のみならず、「諸課題への予防」を観点とする支援体制の整備に一層活用したい。
4. 困難ケースの検討やケース会議などは、スクールソーシャルワーカーの専門性を高める大変重要な機会である。事例内容の精査は、課題解決への基本となるものである。内容は即応性のあるもの、具体的な例で検討したい。質の高い情報交換や意見交換を積み重ね、専門性を一層高めて行きたい。

	重点目標	② 学校給食を教材とした食育を推進
	担当課	学校教育課（給食センター）
点検・評価対象事項	4 食に関する指導事業（継続）	
事業の目的		
児童生徒が栄養や食事のとり方などについて、正しい知識にもとづいて自ら判断し、実践していく能力などを身につけ、健康で豊かな人間性を育てていくことができるようにする。		
事業の実施状況		
<p>1 栄養教諭による給食の時間における栄養指導 給食の時間に直接、栄養教諭の専門的立場から児童生徒に日々の健康づくりや望ましい食生活について教え、担任と連携して食に関する自己管理能力の育成を図った。 実施回数：54回 指導内容：小学校2年 「食べ物の仲間を覚えよう」 // 3年 「かむかむパワーを知ろう」※ // 4年 「じょうぶな体をつくろう」 // 5年 「日本の食をいただこう」 // 6年 「自分の食事・みんなの給食」※ 中学校1年 「野菜の食べ方を考えよう」※ ※新型コロナウイルス感染症対策による休校期間等があったため、一部の学級については学級担任用指導資料を作成・配付し、学級担任より指導を行った。</p> <p>2 栄養教諭のTT（チームティーチング）による授業 給食の時間以外で栄養指導の依頼を受けた学校において実施した。 実施回数：23回 実施内容：小学校6年 「朝食で野菜を食べよう」 中学校1年 「野菜の食べ方を考えよう」 他</p> <p>3 学校給食センタースタッフによる訪問給食 学校と給食センターの連携を深め、よりよい学校給食の充実を図るため、児童と給食センター職員との交流により、給食の喫食状況や実態を把握した。 実施期間：11月6日（金）～11月24日（火） 19回 事務職員、栄養教諭及び調理員が2人1組になり、各学校の教室を訪問し、給食に関するクイズでコミュニケーションを図り、給食を食べている様子を確認した。</p> <p>4 食物アレルギーの対応 1) アレルギー対象食品使用献立一覧表を配付した。 配付部数 小学校172部 中学校56部：令和2年度末時点 2) 食物アレルギーに関わる献立説明会を毎月1回、中央調理場で開催し、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に対して、翌月の給食の内容や材料について説明した。 日程についてはホームページに掲載し、4月には追加で小学校1年生の保護者対象の説明会を実施した。</p>		
事業の効果等		
<p>1 栄養教諭による給食の時間における栄養指導 給食の時間に直接、栄養教諭の専門的立場から児童生徒に日々の健康づくりや食生活について指導をすることにより、食事の重要性や食に関する自己管理能力の育成の推進を図ることができた。</p> <p>2 栄養教諭のTT（チームティーチング）による授業 特別活動の授業等の時間を使い、栄養教諭と教科担任が連携した授業を実施することで、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身につけさせ、地域の産物、</p>		

食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつようにすることができた。

3 学校給食センタースタッフによる訪問給食

調理した者と触れ合うことにより、食事を大事にし、食物の生産等に関わる人々に感謝する心と、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につけさせることができた。

4 食物アレルギーの対応

正確な食物アレルギー情報を提供することにより、重篤な事故を未然に防ぐことができた。

事業の課題・改善策

1 栄養教諭の業務の拡充

給食管理と食に関する指導の実施で業務が拡大し、少ない人員（各場2名）で、食に関する指導の充実を図ることが困難になりつつある。

2 食物アレルギー対応

現在実施できることは、細心の注意を払って対応しているが、事故が起きてからでは遅いので、保護者・学校・給食センターの連携をさらに強化する必要がある。

(評価員の意見)

1. 安心安全な給食が提供される中、「食に関する指導」は、発達段階や適時性を捉えてなされており、着実に成果を上げている。中でも栄養教諭の専門的立場からの健康づくりや、より良い食生活についての指導は、大変効率的である。常に改善を心がけて指導にあたっていきたい。

2. 重篤なアレルギー事故が未然に防がれていることは、日々の様々なきめ細やかな対応がなされていることが大きい。中でも、「食物アレルギー対策食品一覧表」の家庭への配布が年々増加している。食物アレルギーへの関心の高さの表れでもあろう。今後も、まずは家庭と学校とのコミュニケーションを大切にしたい。給食関係者全体が緊密な連絡連携を行うとともに情報を共有化し、事故を未然に防いでいきたい。

3. 栄養教諭の業務は、学校給食の実施や食育の指導など多岐にわたっている。食に関する指導が成果を上げている中、年間を通じて実施している各種指導や授業結果など客観的評価も実施したい。その中で改善とともに、栄養教諭の業務の精選も図っていきたい。

4. 近年、食に関する課題は、コロナ禍の影響もあり、社会情勢の変化とともに、児童生徒の食生活の変化にも表れてきた。本事業の目的である「正しい知識に基づいて、自ら判断し、実践していく能力の育成」は、今後増々求められていく。地道な活動、指導を積み重ね、児童生徒の健全で豊かな人間性を育てていきたい。

	重点目標	② 家庭・地域の教育力の向上	
	担当課	生涯学習課	
点検・評価対象事項	5 放課後子ども教室運営事業（継続）		
事業の目的			
放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点を整備し、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動を行っていくため放課後子ども教室を設け、子どもたちが地域の中で健やかに育つ環境づくりを推進する。			
事業の実施状況			
令和2年度は、直営の2校（栄小・豊明小）、業務委託をしている6校（沓掛小、双峰小、唐竹小、三崎小、中央小、大宮小）で実施した。			
令和2年度	放課後栄子ども教室	登録者 65 名	実施回数 95 回
	豊明小学校放課後子ども教室	登録者 23 名	実施回数 67 回
	三崎小学校放課後子ども教室	登録者 78 名	実施回数 149 回
	中央小学校放課後子ども教室	登録者 39 名	実施回数 94 回
	沓掛小学校放課後子ども教室	登録者 66 名	実施回数 95 回
	双峰小学校放課後子ども教室	登録者 33 名	実施回数 151 回
	唐竹小学校放課後子ども教室	登録者 30 名	実施回数 153 回
	大宮小学校放課後子ども教室	登録者 29 名	実施回数 160 回
事業の効果等			
放課後子ども教室は、例年であれば1年を通じて開講し、地域のボランティアによる「読み聞かせ」、「夏祭り向け盆踊り教室」、「ヨガ教室」など多くの講座を開催し、地域密着の教室となっている。			
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの開講となった。また、みよし箏曲普及会による「お琴をきこう・お琴に触れよう」を開催し、伝統芸能に親しむ機会を設けた。			
沓掛小、双峰小、唐竹小、三崎小では児童クラブとの一体型による業務を行うことにより、児童クラブの児童へも同じプログラムを実施することができた。また、双峰小、唐竹小、三崎小、大宮小は休校期間を除き、可能な限り開催することができた。			
これまで学校外で実施していた豊明小は、令和3年1月から学校内での実施が可能となった。			
事業の課題・改善策			
専用教室以外で開講している放課後子ども教室のうち、栄小、中央小、大宮小については、学校外への移動などの課題がある。また、学校によって実施回数に差が生じている状態であり、改善に向け検討していく必要がある。			
令和3年度についてはプロポーザルを栄小以外の6校を対象に行い、放課後子ども教室の実施に適した事業者を選考していく予定である。			
(評価員の意見)			
1. 新型コロナウイルスによる影響もあり、各教室とも例年通りに行えなかったこともあったようです。各教室の運営スタッフ等の苦労も多かったものと思われる。その中でほとんどの教室は、前年度とほぼ同じ日数で実施しており、よく工夫・努力されたものと推察される。早く地域のボランティアによる講座が十分できるようにしたいものである。			
2. 以前は、企業との連携講座も児童にとって目新しく楽しいものであったが、コロナ禍で実施できなかった。その中でみよし箏曲普及会による伝統芸能に親しむ会が行われたことは、			

児童にとって良い経験となったであろう。

3. 実施回数の差の問題、学校外で実施されている教室の移動上の問題などが引き続き課題とされている。それぞれの学校の事情や安全上の問題は、実態を十分に把握し、少しでも改善できるようであれば協議し、対処されたい。
4. 事業者の選定については、より良い運営がなされ、事業の目的が達成されるように十分検討の上、決定されたい。

	重点目標	④ 読み聞かせボランティアの育成
	担当課	図書館
点検・評価対象事項	6 読み聞かせボランティアの育成事業（新規）	
事業の目的		
<p>読み聞かせボランティアの高齢化によりボランティアの人数が減少している。今後も子どもたちに絵本に親しめる環境を提供するため、おはなし会で絵本の読み聞かせを行うことができる人材を育成する必要がある。</p> <p>読み聞かせボランティア養成講座を開催し、これから始めたい人には読み聞かせのきっかけづくりに、現在活動している人には基本の振り返りやステップアップになるよう人材育成に努める。</p>		
事業の実施状況		
<p>読み聞かせボランティア養成講座</p> <p>平成29年度までは年1回講座 平成30年度 年3回講座</p> <p>受講者 1回目 21人（登録者14人、未登録者7人） 2回目 44人（登録者16人、未登録者28人） 3回目 17人（登録者5人、未登録者12人）</p> <p>令和元年度 7回連続講座 受講者 25人（登録者15人、未登録者10人） うち拡大講座 第2回 追加10人（登録者2人、未登録者8人） 第5回 追加7人（登録者2人、未登録者5人）</p> <p>令和2年度 7回連続講座 受講者 14人（登録者7人、未登録者7人） うち拡大講座 第4回 追加6人（登録者3人、未登録者3人）</p>		
事業の効果等		
<p>平成29年度までは年1回講座 新規登録者（おはなし隊）は24年度以降1名 平成30年度 年3回講座 受講後新規登録者 6人 登録のみで活動実績なし 令和元年度 7回連続講座 受講後新規登録者 1人 図書館以外の児童館等で活動中 令和2年度 7回連続講座 受講後新規登録者 0人 登録なし、活動意欲は数名あり</p> <p>令和元年度の受講者が所属するボランティアグループ「らぶつくす」が、令和2年度より図書館での定例行事としておはなし会を開催することになった。令和2年度のアンケートでは「グループを作っておはなし会をやってみたい」、「既存のグループに加入したい」、「来年度も参加して勉強したい」という感想があったので、読み聞かせボランティアの増加や事業の発展に期待している。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>未経験者が講座を受講してすぐに図書館でのおはなし会や小学校等で活動していただくことは難しいため、ボランティアの育成に時間を要する。既存のグループに加入し、その中で育成してもらうのが良いが、受講者からは知り合いのいない既存のグループには入りにくいという声もある。改善策として、令和3年度の参加条件を「受講後、図書館ボランティアとして活動できる人」として講座の趣旨を明確にする。既存のグループにおはなし会の実演とグループのPRを講座に取り入れる。既存のグループからも参加してもらい、一緒におはなし会を体験することで親近感を持ってもらうこととした。</p>		

(評価員の意見)

1. 絵本を親しめる環境を子どもたちに提供するため、絵本の読み聞かせができる人材の育成は、子どもの将来の読書活動の大きな力になるものと考えられ、十分理解できる。
2. 図書館側の養成講座回数の増加への取り組みと定例行事としてのおはなし会の開催の後のボランティアの感想からは、前向きで意欲的なものが見られ、今後の事業の発展が期待できる。
3. 改善策については、よく分かる。読み聞かせボランティアとして登録して活動する人の増加を考えての講座の趣旨の明確化であろう。講座の中に既存のグループの実演・PRを取り入れることなど既存グループからの参加を考えているのは、今後の人材育成に大いにプラスになるだろう。また、おはなし会を初めて体験する人の参加を広く呼びかける会などの企画も考え、少しでも多くの人を読み聞かせに興味・関心を持つように工夫されることも期待する。

教育委員会の今後の対応と方向性

近年、少子高齢化の進行や、ICTの進歩とグローバル化の進展など、社会情勢が激しく変化する中、教育を取り巻く環境も複雑化・多様化してきています。教育現場では、自他の命を大切に、多様な人々の存在を尊重して、社会の課題を自分のこととして捉え、自らの力を社会に生かすことのできる「市民」、そして、生涯にわたって健やかな体と心をつちかい、学び続けることのできる「市民」を育てることが、教育に関わる全ての人に求められています。

学校教育においては、いじめ・不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒や外国人児童生徒への対応など、個に応じたきめ細かな支援体制をより充実させることが課題となっています。また、生涯学習、文化、市民スポーツの分野においては、それぞれのライフステージとニーズに合った学習ができ、その成果をまちづくりに活かすことが求められており、それぞれの分野の計画に基づきながら、着実に取り組んでいかなければなりません。

これらの課題に対して、当教育委員会では、様々な事業を実施しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「学校プール指導業務委託事業」など実施できなかった事業もありましたが、令和2年度事業のうち、「協同の学び推進事業」「定住外国人日本語教育推進プレクラス・プレスクール事業」「スクールソーシャルワーカー事業」「食に関する指導事業」「放課後子ども教室運営事業」「読み聞かせボランティアの育成事業」の6事業について点検・評価を行いました。これらの自己評価に対し、学識経験者の先生方からそれぞれの経験や研究活動を踏まえた貴重なご意見、ご指摘をいただきました。

今回の点検・評価の結果を踏まえ、財政状況の厳しい中、今後も事業の実施にあたっては、選択と集中、不断の見直しと創意工夫が求められます。また、豊明市の教育の充実と発展のために、より高い使命感と責任感をもって、市民への情報提供と市民ニーズの把握に努め、5年後、10年後を見据え、計画的に事業を実行していきます。また、学校・家庭・地域との協働や教育関係諸機関や関係各課との連携を緊密にするとともに、教育委員会の活動を市民に的確に伝え、市民の理解と協力を深めるため、開かれた教育委員会として教育行政を推進していきます。

当教育委員会は、常に『教育』とは、人格の完成を目指し、人それぞれのもつ多様な個性や特性を活かし、自立した人間を育て、全ての人が豊かで幸福な人生を送る上で必要不可欠なものであり、地域づくりに参画・貢献する人材を育成する上でも極めて重要なものと考えています。また、地域の中で継承されてきた伝統や文化を、先人たちが残してきた財産として、教育を通じて次世代に伝え、より豊かなものへと発展させていかなければならない使命もあります。

健全で活力ある地域社会を支える頼もしい『市民』を育てるため、市民一人ひとりの豊明への『想い』を大切にするとともに、『教育』を通じて個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくりを推進していきます。

豊明市教育委員会